

〈参考〉エコスクールに関するパイロット・モデル事業に係る質疑応答

問1 文部科学省の「エコスクールのパイロット・モデル事業」の認定を受けた場合、その後の手続きはどのようにになりますか。

答1 文部科学省の「エコスクールのパイロット・モデル事業」計画の認定を受けるには、公立学校施設整備事業の新增改築事業又は、大規模改造事業に併せて実施することが必要ですので、計画の認定を受けた場合は、公立学校施設整備事業の申請手続きに従って事務を進める必要があります。公立学校施設整備事業の新增改築事業及び大規模改造事業の詳細については、「公立学校施設整備事務ハンドブック」（編著 公立学校施設法令研究会）をご覧ください。

問2 通常の公立学校施設整備事業の認定申請から交付決定までの手続きで、違う点はありますか。

答2 特に留意が必要な点としては、面積加算があります。
公立学校施設整備事業の新增改築事業においては、「補助資格面積」を算出する必要がありますが、「エコスクールのパイロット・モデル事業」を推進するスペースを設けようとする場合は、当該学校の必要面積の20%の範囲内において文部科学大臣が定める面積を必要面積に加えることができることになっています。（公立学校施設整備事務ハンドブックP19参照）